

1. 会員資格(準会員資格)

「主に国内において酒類・飲料・食品の製造・販売等を行い、製造から出荷まで一貫パレチゼーションによる物流を行っている(又は行おうとしている)企業(又は個人)であること」「Pパレを適切に管理しつつその共同利用を促進することで物流の効率化に寄与し、もって会員全体の利益を図るという当法人の目的に賛同していること」「3年以内に必要なPパレの投入※1が可能であること」等を満たしていることが入会の条件※2となります。

入会は理事会の承認を経て決定致しますが、必要な枚数のPパレの投入の完了他の条件を満たし、会員として承認されるまでは準会員としての登録となります。

※1パレットをご投入頂く時期については、諸事情により異なることがある

※2既存会員の利益を害する可能性のある場合は入会をお断りすることもあります。

2. 会員の権利と義務

・Pパレ共同利用の権利と義務

準会員は、自らの商品等の流通に必要となる枚数を限度として、他の会員等が投入したPパレを使用する権利を有すると同時に、自らが投入したPパレを他の会員等が使用することを承諾しなければなりません。

・Pパレ投入の義務

また、準会員は入会して1年後から3年までの間に、当法人が定める計算で算出した必要なPパレを投入しなければなりません(「入会資格」記載事項をご参照下さい)。会員になりますと、当法人が定める計算方法で算出したPパレ追加投入の義務を果たして頂きます。

・Pパレ回収、不正使用等撲滅活動に関する義務

準会員、会員は共に、出荷したPパレの100%回収に努める他、不正使用や、準会員、会員以外に流出した事実を発見した場合には、注意、是正勧告、返還請求などの行動をとるよう努めなければなりません。

・Pパレ受払実績透明化に関する義務

2014年6月のPパレ共通受払システム導入以後は、準会員、会員自ら当該システムを正しく運用する他、商品のお取引先様や、お取引のある物流事業者様に、システム運用のご協力をお願いするよう働きかけることが義務となります。

・諸経費負担の義務

準会員、会員の皆様には、パレット投入のご負担の他に、年会費等といった経費のご負担も発生致します。

権利と義務の詳細につきましては、当法人までお問い合わせ下さい。

3. 入会のお問い合わせ

- ・入会をご希望される場合は、一般社団法人Pパレ共同使用会にお問い合わせ下さい。

連絡先:03-3561-8340

- ・入会の可否や手続きにつきましては、個別に状況等を確認させて頂き、ご案内させて頂きます。